

法制審議会  
少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会  
第4回会議配布資料

# 家庭裁判所調査官の業務について

東京家庭裁判所次席家庭裁判所調査官 小野 理恵子  
裁判所職員総合研修所上席教官 西川 裕巳

## 本説明の構成

- 1 家庭裁判所調査官とは
- 2 家庭裁判所調査官の職務
- 3 家庭裁判所調査官の執務の実際

# 1 家庭裁判所調査官とは

## 法的根拠

- ・ 裁判所法61条の2第2項

**家庭裁判所調査官は**、各家庭裁判所においては、第三十一条の三第一項第一号の審判及び調停(※家事審判及び家事調停)、同項第二号の裁判(※人事訴訟事件)(人事訴訟法第三十二条第一項の附帯処分についての裁判及び同条第三項の親権者の指定についての裁判(以下この項において「附帯処分等の裁判」という。)に限る。)並びに**第三十一条の三第一項第三号の審判(※少年保護事件)に必要な調査その他他の法律において定める事務を掌り**、各高等裁判所においては、同項第一号の審判に係る抗告審の審理及び附帯処分等の裁判に係る控訴審の審理に必要な調査その他他の法律において定める事務を掌る。

## 家庭裁判所調査官の養成・研修

- 家庭裁判所調査官の養成
  - 家庭裁判所調査官補として採用
  - 約2年間の養成課程研修 → 家庭裁判所調査官として任官
- 家庭裁判所調査官の研修
  - 経験年数等に応じた体系的な研修
  - 家事事件及び少年事件の喫緊の課題を取り上げた研修
  - 更に高度な知識や専門的技法を獲得するための研修



## 家庭裁判所調査官の養成

導入

基礎

実践

仕上げ

予修期  
(約1か月)

前期合同研修  
(約3か月)

実務修習  
(約1年1か月)

後期合同研修  
(約6か月)

家裁

見学等で初歩的  
知識の習得

研修所

講義等で基礎的  
知識・技法の習得

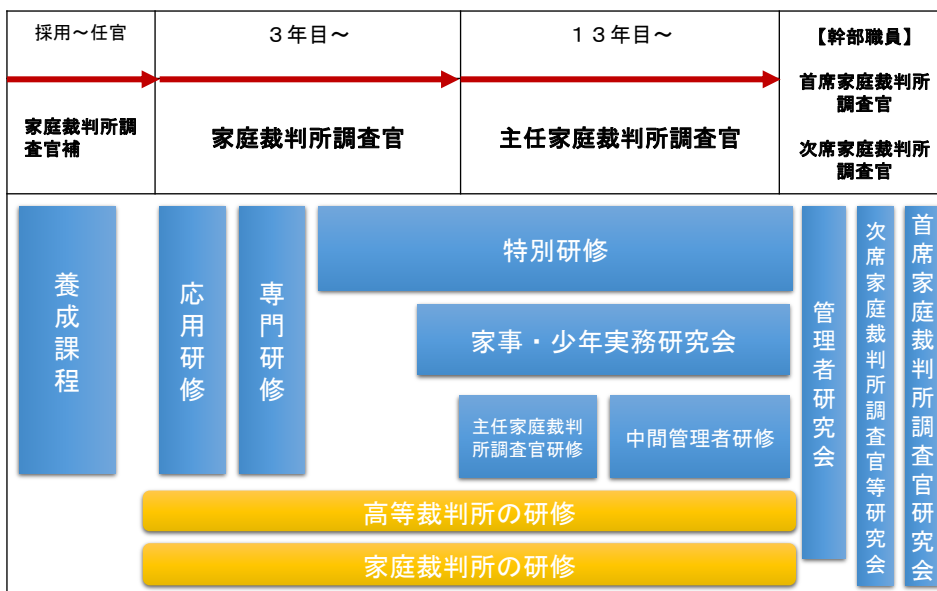
家裁

指導者の調査を補助し、  
実践的知識・技法の習得

研修所

演習等でより高度  
な知識・技法の習得

# 家庭裁判所調査官の研修



## 2 家庭裁判所調査官の職務

## 少年事件の審理における家庭裁判所調査官の職務

- 1 少年保護事件の審理に必要な調査
- 2 審判への出席
- 3 試験観察

(注) 主要な職務に絞っている。

## 調査の目的と家庭裁判所調査官の専門性

○ **専門知識等**を活用して、少年保護事件の調査を行う。

【具体的には・・・】

- 1 少年審判及び処遇に必要な事実を把握する。
- 2 得られた情報を評価・分析し、非行メカニズムの解明と再非行危険性の予測を行う。
- 3 調査結果を踏まえ、裁判官に対して処遇に関する意見を述べる。

これらを**行動科学** (医学, 心理学, 教育学, 社会学, 社会福祉学等)の**知識や技法**を活用して行う。

# 家庭裁判所調査官が行う調査の流れ(例)

裁判官による調査命令

## 1 事前準備

- 調査仮説
- 調査計画

## 2 調査

- 調査事項
- 調査の対象・方法
- 教育的な働き掛け
- 評価・分析

## 3 結果報告

- 少年調査票作成／処遇意見
- 審判出席

## 1 事前準備

記録(法律記録, 学校照会回答など)を確認

非行の経緯, 態様, 動機  
生活状況, 家族状況, 生活史等

事件や少年・家族のイメージを整理

- **調査仮説** (非行メカニズムに関する仮説) を形成し,
- **調査計画** (調査事項, 調査の方法・対象等) を立てる。

## 2 調査

### 2-1 調査事項(何を調査するか)

- ① 非行事実
- ② 被害に関する事項
- ③ 生活史
- ④ 学業・職業関係
- ⑤ 性格・心身の状況
- ⑥ 家庭
- ⑦ 交友関係・地域環境

### 2-2 調査の対象及び方法(誰を,どのように調査するか)

#### 【対象】

1. 少年
2. 保護者
3. 関係機関
  - ・ 学校
  - ・ 児童相談所
  - ・ 保護観察所
  - ・ 少年鑑別所
4. その他
  - ・ 被害者
  - ・ 少年の雇用主等

#### 【方法】

- ・ 面接調査
- ・ 書面照会
- ・ 電話照会
- ・ 出張調査(家庭訪問, 学校訪問等)
- ・ 心理テスト

# 家庭裁判所調査官による面接調査

## 家庭裁判所での面接調査(模擬)



1 家庭裁判所調査官 2 少年 3 保護者

### 【場所・標準的な回数】

- ・ 在宅事件の場合  
少年，保護者とも，家庭裁判所で  
1回～数回
- ・ 身柄事件の場合  
少年：少年鑑別所で3回～4回  
保護者：家庭裁判所で1回～2回

### 【面接調査の特殊性】

- ・ 一般的な面談と異なり，正確な事実の把握が難しいため，高度な技法が必要
- ・ 把握する事項は，非行時の状況だけでなく，家庭の状況，保護者の養育態度，生育歴，少年の性格等多岐にわたる。
- ・ 客観的事実だけでなく，心理的事実（少年にとっての行為の意味等）も把握する。

## 2-3 評価・分析(1)

- ・ 非行メカニズムの解明
  - ・ 調査で得られた事実を，さまざまな視点から総合的に検討する。
  - ・ 生物(Bio)ー心理(Psycho)ー社会(Social)モデルを踏まえた分析

- ・ 再非行危険性の予測

### 非行メカニズムの解明を踏まえて…

- ・ 非行の促進要因の特定 解消
- ・ 非行の抑止要因の特定 強化
- ・ 促進要因及び抑止要因の変化の可能性の見極め



要因に応じた教育的な働き掛け

**再非行危険性を予測**



## 2-4 教育的な働き掛け(教育的措置)

### 【教育的措置の目的】

#### 調査・審判を通じて…

- ・ 少年の反省や非行への認識を深めさせる
- ・ 自己理解を深めさせる
- ・ 問題解決能力を高める
- ・ 変化の可能性を見極める

健全育成・少年の再非行  
防止のための働き掛け  
＋  
少年の反応を踏まえた  
処遇選択

### 調査面接 and 体験学習・グループワーク・セミナー

⇒各庁で実情に応じて様々な工夫が行われている。

## 教育的措置の分類

### 体験学習型

#### 社会奉仕活動

- ①清掃活動
- ②対人援助
- ③車いす清掃

### グループワーク型

#### 親子合宿

#### 保護者の会

### セミナー型

#### 万引き被害を考える教室

#### 保健指導(医師, 看護師による)

#### 交通講習

- ①無免許運転
- ②自動車事故
- ③自転車事故



### 就労・学習支援型

#### 履歴書作成指導

#### 就職面接指導

#### 学習支援



# 教育的措置の実践例



## 保護者の会

保護者としての責任の自覚。監護意欲等を高める。

- ・子育ての悩みを共有
- ・思春期の心理を学ぶ
- ・コミュニケーションの方法を学ぶ

## 老人ホームでの対人援助

お年寄りへの援助活動を通じて弱い立場にある者への共感性を持たせる。

## 清掃活動

社会とのつながりを意識させ、健全な社会参加を促す。

## 万引き被害を考える教室

被害の実情を知り、被害者の立場になって考えさせる。

## 親子合宿

少年及び保護者に、これまでの親子関係を見つめ直させる。

# 教育的措置の効果(気づき, 認知の変化)

## 被害を考える教室を受講させた場合の例

### 【少年の発言】

仲間に度胸があるところを見せたかった。ばれなければいいと思っていた。  
安い物であれば、たいしたことではないと思っていた。  
他にもやっている奴はいるのになぜ自分だけ処分されるのか。

### 【保護者の発言】

確かに万引きは良くありませんが、もう弁償したのに、こんなことで裁判所に呼ばれるなんて。。

### 【少年の感想文】

お店で物を売る前に企画をしたり、物を作ったり、運んだり、色々な人たちが心をこめて仕事をしていて、その物を万引きしているんだなと思い、恥ずかしいことだと思いました。

100円のおにぎりを売ってお店の人の収入は3円と知ってとても驚きました。(中略) 申し訳ない気持ちでいっぱいです。たくさんの人を傷つけ、生活を壊してしまう万引きなんてもう絶対にしたくない。

### 【保護者の感想文】

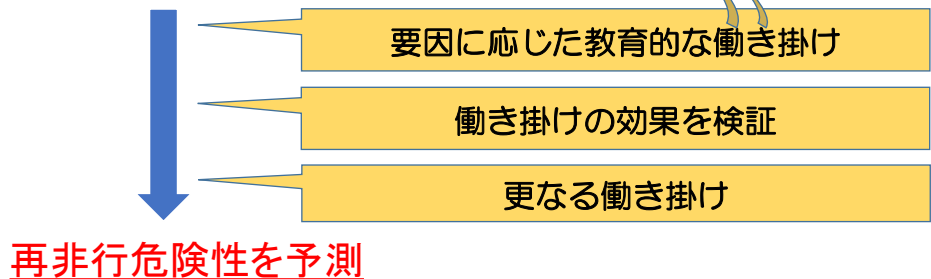
被害にあわれた方々の「悲しい」気持ちがよく伝わりました。このようなことを二度と繰り返さぬように家族として再度ゆっくり子供と話していこうと思いました。

## 2-5 評価・分析(2)

- 非行メカニズムの解明
- 再非行危険性の予測

### 非行メカニズムの解明を踏まえて…

- 非行の促進要因の特定 解消
- 非行の抑止要因の特定 強化
- 促進要因及び抑止要因の変化の可能性の見極め



## 3 結果報告

### ○少年調査票の作成

- 少年調査票は、家庭裁判所調査官が調査で得た情報を専門的知見(行動科学の知見)を踏まえて評価・分析し、その結果を裁判官に報告するための書類
- 少年調査票には、非行、家族、少年の特性等に関する事実や評価が記載される。
- 少年調査票には、家庭裁判所調査官の意見(処遇意見)を付す。
- 少年調査票は、審判前に裁判官に提出し、裁判官の審理の資料となる。
- 保護処分となった場合は、処遇機関に送付され、処遇の参考にされる。

### ○処遇意見

- 少年に付すべき処分の種類 又は 試験観察の要否
- 処遇に関する方針についても記載する。

### ○審判出席

## 試験観察の概要

### 家庭裁判所調査官の観察(少年法25条1項)

家庭裁判所は、保護処分を決定するため必要があると認めるときは、決定をもって、相当の期間、家庭裁判所調査官の観察に付することができる。

### 終局処分を一時留保して、少年の生活状況、行動等を観察するために行われる中間決定

⇒ 少年の課題を踏まえて、試験観察期間を通じてどのような観察及び働き掛けを行うかのプランニングを行い、それに基づいて、よりの確な要保護性に関する資料を収集し、教育的な働き掛けを行いながら少年の反応を観察し、課題解決の可能性を見極める。

⇒ 予後に見通しをつけた上で、より適切な処遇決定を行う。

処分留保 → 心理強制 → 教育的な働き掛け → 見極め

## 試験観察の種類

### ① 在宅試験観察

### ② 補導委託による試験観察(少年法25条2項3号)

自宅を離れ社員寮などで生活する「身柄付補導委託」と、自宅から通所する「在宅補導委託」がある。

#### 【補導委託の種類】

- ・ 職業補導型 : 店舗、事務所、工場等において、一定期間就労させる。
- ・ 生活指導型 : 自立援助ホームや更生保護施設などで生活しながら指導を行う。
- ・ 社会奉仕型 : 社会福祉施設等で短期間のボランティア活動に従事させる。

### 3 家庭裁判所調査官の執務の実際

#### 家庭裁判所調査官の1週間のスケジュール(例)

|    | 月   | 火  | 水  | 木  | 金   |
|----|---|--|--|--|---|
| 午前 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・A事件(在宅): 記録精査, 学校照会書, 調査期日通知書の送付</li> </ul>                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・C事件(在宅): 審判出席</li> <li>・D事件(在宅): 継続面接中の少年調査面接→アングーマネジメント実施</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・F事件(身柄): 鑑別所で少年調査面接, 鑑別所技官と情報交換</li> </ul>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事例検討会議</li> <li>・F事件: 保護者調査面接</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・H事件(在宅): 調査面接→心理検査実施</li> <li>・H事件: 心理検査の分析</li> </ul>                |
| 午後 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・B事件(交通): 少年・保護者調査面接</li> <li>・交通講習の講師</li> <li>・B事件: 少年調査票作成</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・E事件(在宅): 少年・保護者調査面接→被害を考える教室受講指示</li> <li>・D事件, E事件の少年調査票作成</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・F事件: 進行状況を裁判官に中間報告</li> <li>・事例検討会議に向けた準備</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・F事件: 少年調査票作成</li> <li>・G事件: 試験観察中の少年・保護者調査面接</li> <li>・G事件: 試験観察経過報告書作成</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・F事件: 家庭訪問</li> <li>・F事件: 少年調査票作成</li> <li>・F事件: 保護観察所に電話照会</li> </ul> |



## 家庭裁判所調査官の1日のスケジュール(例)

木

9:10～ 事例検討会議

調査進行中の事件について、複数の調査官で、調査の方法や分析結果、処遇方針を検討する。

10:00～ F事件:身柄事件の保護者調査面接

少年調査の結果や、事例検討会議での検討を踏まえて、少年の保護者と面接する。

13:00～ F事件:少年調査票作成

午前中までの調査の結果を整理・分析して、裁判官への報告に向けて少年調査票を作成する。

15:30～ G事件:試験観察中の少年・保護者の調査面接

試験観察中の少年の生活状況や交友関係、就労や就学の状況を確認し、必要な助言指導を行った上で、裁判官への報告書を作成する。

16:15～ G事件:試験観察経過報告書作成

## 家庭裁判所調査官が行う調査の実際 (身柄事件の例)

**性別・年齢** : 男子少年 行為時18歳6月

**事件名** : 傷害

**係属歴** : 16歳時窃盗事件で不処分

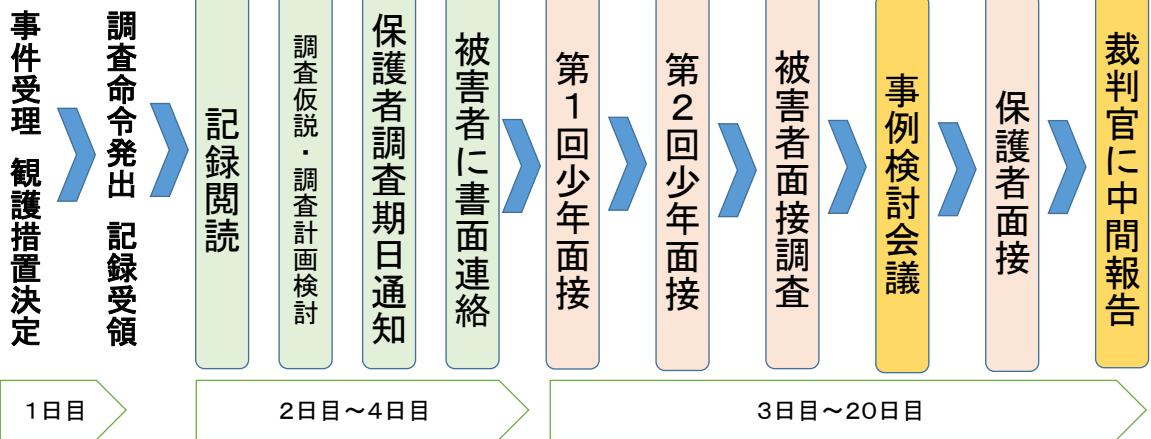
**家庭・成育歴** : 少年が小学3年の時に父母が離婚し、母が親権者となった。以後、母(会社事務員)が生計を支えている。少年は、中学時代、母の仕事からの帰りが遅いときに、夜遊びをして補導されたことがあったが、一時的なものであった。

**学業・職業** : 公立高校に進学後、学業成績不振で中退。中退後、アルバイト。本件時無職

**心身の状況** : 精神疾患や発達の障害は認められない。

# 家庭裁判所調査官が行う調査の実際 (身柄事件の例 1/3)

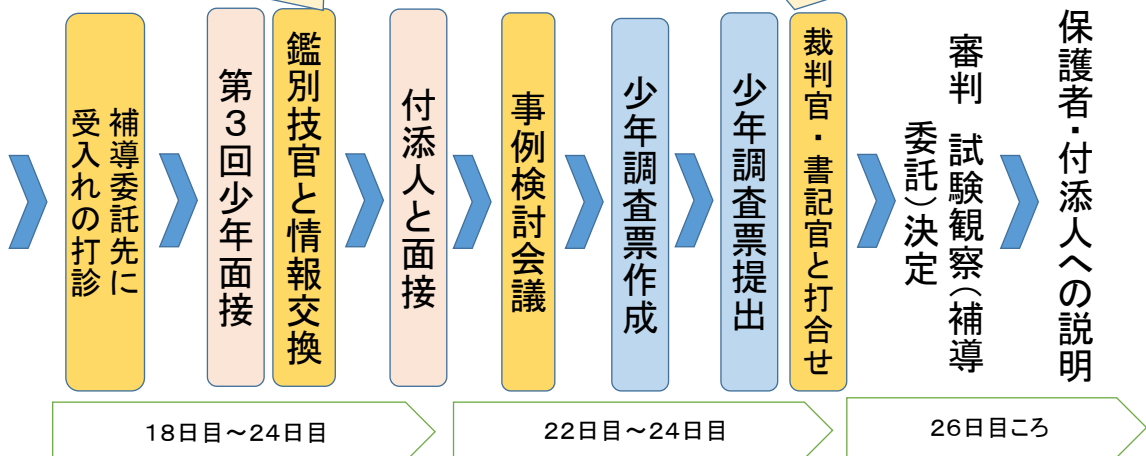
非行のメカニズム・処遇すべき問題点を報告、処遇方針を検討



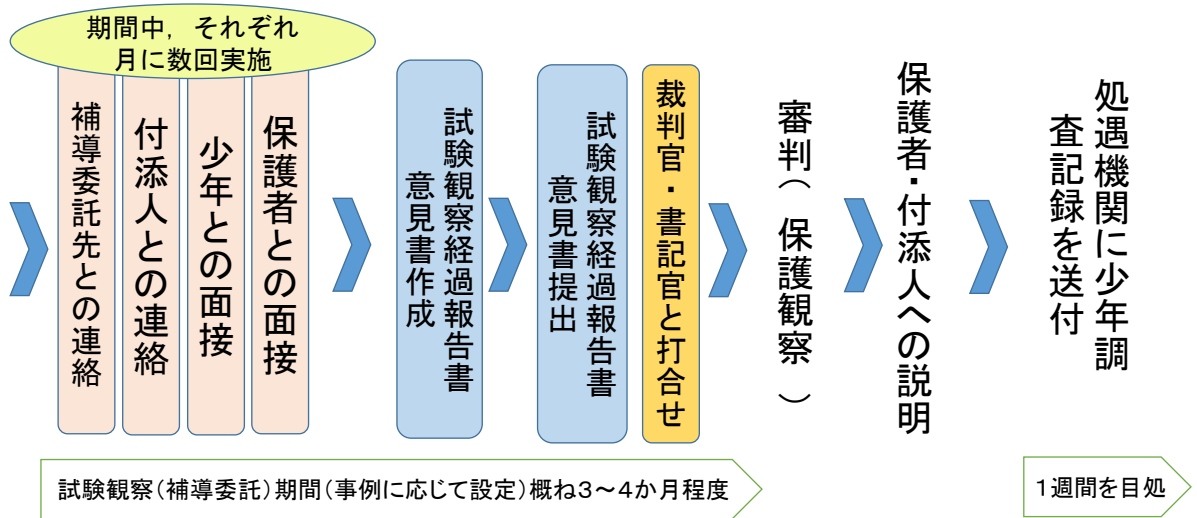
# 家庭裁判所調査官が行う調査の実際 (身柄事件の例 2/3)

実施した心理テストの結果や各種調査の結果を共有した上で、再非行可能性や再非行防止策について意見交換

補導委託先の状況や少年保護者の姿勢、補導委託決定後の指導方針などについて協議・共有



## 家庭裁判所調査官が行う調査の実際 (身柄事件の例 3/3)



## 補導委託（身柄付きでの職業補導）の効果

### 【調査で把握した少年の問題点：非行のメカニズム】

職場の上司とうまくいっていた時期は仕事を続けられたが、上司が変わって折り合いが悪くなると、やる気を失い、自暴自棄になり、不満を募らせて仕事を辞めてしまった。保護者は仕事で忙しく、少年の状況を把握して関わる余裕を持たず、非行化を防ぐ役割を十分に果たせなかった。

その後は地域の不良仲間との関係が生活の中心となり、仲間内で共有されていた暴力肯定的な価値観を身に付け、仲間内での喧嘩が増加する状況に陥る中で、傷害事件を起こした。

### 【補導委託のねらい】

- 地域を離れて不良仲間との関係を絶つ。
  - 安定した就労経験を積ませて社会適応を図る。
  - 母に、不良交友断絶や安定した就労を実現するための具体策を考えさせる。
- ⇒ これらの可能性を見極める。

### 【結果】

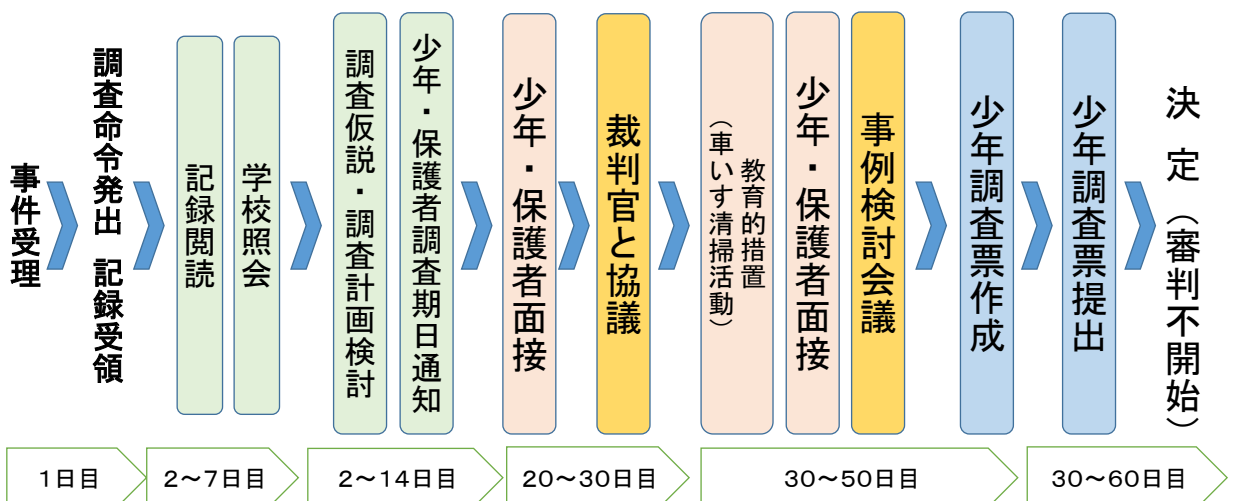
- 補導委託先で健全な社会生活を続けられた。
  - 週末帰宅の際も不良交友は再開されなかった。
  - 自分自身の問題性に対する自覚が進んだ。
  - 母が保護者としての自覚と監護意欲を高め、自ら奔走して少年の新たな就労先を見つけてきた。
- ⇒適切な指導態勢が整えば、社会内で更生可能と判断され、保護観察決定



## 家庭裁判所調査官が行う調査の実際 (在宅事件の例)

- 性別・年齢** : 男子少年 行為時19歳2月
- 事件名** : 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反(客引き行為)
- 係属歴** : なし
- 家庭・成育歴** : 父母健在で、家族と少年との関係性は良好。少年は、昔から人付き合いがやや苦手であるものの、高校卒業まで少年に目立った問題行動歴はない。大学進学後、単身生活を始めた。
- 学業・職業** : 大学2年生
- 心身の状況** : 精神疾患や発達の障害は認められない。

## 家庭裁判所調査官が行う調査の実際 (在宅事件の例)



## 教育的措置(車いす清掃活動)の効果

### 【調査で把握した少年の問題点 : 非行のメカニズム】

大学進学を機に地方から上京したが、同級生の輪に入れず孤独感を抱え、SNSで知り合った友達との付き合いに居場所を求め、交友関係を保つために多額の交際費を支出していた。本件客引き行為は、交際費に充てるための収入源であったと同時に、賑やかな繁華街で働くことで、地方出身者であることへの劣等感から目を背けるための手段にもなっていた。さらに、SNSの仲間に誘われて飲酒・喫煙を始めたことで、規範を破ることへの抵抗感が弱まっていた。

### 【活動のねらい】

車いす清掃を通して

- 自分が役に立つ存在であることを認識
- 社会とのつながりを実感
- 社会にルールが存在すること・ルールを守る必要があることを理解
- 視野を広げる(自分の行為が社会でどう見られるか、意義のある活動とは何か、等)。

### 【結果】

- まじめな取組姿勢を施設職員から評価・感謝されたことで、自分でも人の役に立てるのだと実感するようになった。
- 「正直、客引きで、誰かに迷惑をかけたとは思ってなくて、客引きの何が悪いんだと思っていました。でも、僕に付きまとわれた人は困っただろうし、怖がっていた人もいました。今考えれば、通行の邪魔にもなっていました。自分勝手な考え方で、たくさんの迷惑をかけていたことに気づきました。ルールを守るということを、とても軽く考えていたと思います。」(少年の感想文より)
- 社会の中でどのように生きるかという視点を持つようになり、積極的にサークル活動に参加するなど、大学生活への適応が進んだ。

### 少年法 8 条 2 項

家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に命じて、少年、保護者又は参考人の取調その他の必要な調査を行わせることができる。

### 少年法 9 条

前条の調査は、なるべく、少年、保護者又は関係人の行状、経歴、素質、環境等について、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的智識特に少年鑑別所の鑑別の結果を活用して、これを行うように努めなければならない。

### 少年法 25 条 1 項

家庭裁判所は、第 24 条第 1 項の保護処分を決定するため必要があると認めるときは、決定をもつて、相当の期間、家庭裁判所調査官の観察に付することができる。

### 少年審判規則 11 条

- 1 審判に付すべき少年については、家庭及び保護者の関係、境遇、経歴、教育の程度及び状況、不良化の経過、性行、事件の関係、心身の状況等審判及び処遇上必要な事項の調査を行うものとする。
- 2 家族及び関係人の経歴、教育の程度、性行及び遺伝関係等についても、できる限り、調査を行うものとする。

### 少年審判規則 13 条

- 1 家庭裁判所調査官は、調査の結果を書面で家庭裁判所に報告するものとする。
- 2 前項の書面には、意見をつけなければならない。
- 3 家庭裁判所調査官は、第 1 項の規定による報告の前後を問わず、少年の処遇に関し、家庭裁判所に対して意見を述べなければならない。

## 教育的措置の種類と内容（東京家裁の実践例）

| 措置の種類                     | 措置の内容と目的   |
|---------------------------|--|
| 社会奉仕活動（清掃活動，対人援助活動，車いす清掃） | 社会の一員であることを意識させ，健全な社会参加を促す。被害者に直接謝罪できない場合の贖罪。自身が行った行為にけじめをつける。弱者への共感を持たせる。 |
| 万引き被害を考える講習               | 万引き被害の実態を学ばせ，被害者の視点を持たせる。  |
| 保健指導（医師，看護師による）           | 性の知識を付与し，性欲のコントロール等について学ばせる。薬物の影響や依存について学ばせる。アルコールやたばこの害について学ばせる。          |
| 交通講習（無免許運転，自動車事故，自転車事故）   | 交通法規について学習させる。運転者としての自覚を高めさせる。   |
| 就労支援                      | ボランティアが就労支援（履歴書作成，採用面接指導等）を行い，就労につなげる。                                     |
| 学習支援                      | 学生ボランティアによる学習支援を行い，学校適応につなげる。  |
| 親子合宿                      | 親子で行う作業を通じてこれまでの親子関係を見つめ直させ，関係改善のきっかけとする。体験学習を通じて自信や達成感を持たせる。              |
| 保護者の会                     | 他の保護者との対話や指導者からの助言を通じて，保護者としての責任を自覚させ，監護意欲等を高める。少年への指導の在り方を考えさせる。          |
| アンガーマネジメント                | ワークシートを用いて指導し，怒りのコントロールを学ばせる。  |
| 反省文作成・課題作文                | 自らの非行について振り返らせ，内省を深めさせる。   |